



地域協働学校 ふじみ野市立
上野台小学校



PTAのしおり 規約集



上野台小学校PTA

まえがき

PTA(Parent-Teacher Association、父母と教師の会)とは、子供の健やかな成長を図ることを目的とした社会教育団体です。保護者と教職員とが自主的に、対等な立場で協力関係(パートナーシップ)を築き、意見を交換し合い、家庭や学校や地域の問題点について学び合って、お互いを高め合っていく団体です。

PTAの歴史は、1897年にアメリカの一母親であるバーニー夫人を中心に、児童愛護と教育環境の整備を目指したアメリカの母親運動からスタートし、やがて父親も教師も加えて、その運動は全世界に輪を広げていきました。日本では、1946(昭和21)年に、日本の教育の民主的改革を進めるために来日したアメリカ教育使節団によりPTAが紹介され、文部省の働きかけによって全国的にPTAの結成が進んでいきました。近年は、幅広く特徴的な活動をするPTAも増加し、児童(Children)生徒(Student)と共に活動するPTCAやPTSA、地域(Community)を巻き込んだ活動を展開するPTCA、子供を真ん中におき、地域・教師・子供・保護者が共に学校運営に関わるCTCPA、などと称する組織も見受けられるようになりました。

上野台小学校PTAにおいては、子供達の健やかな成長を図ることを目的に、いろいろとかたちを変えながら、それぞれの時代に即した活動をしてきました。PTA会員の多大なるご協力のおかげで、今日までに多くの成果をあげてまいりました。そして、社会情勢、各家庭環境や学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、これから時代においても持続可能で必要とされるPTAを構築していくために、令和2年度に上野台小学校PTAは大きな改革を実行いたしました。これにより、PTA組織はスリム化され、効率的で効果的、そして柔軟な活動が可能になりました。すべては子供達の笑顔のために「できる人が、できる時に、できる事を」をモットーに、無理なく楽しく、保護者の皆様も笑顔で自発的に活動し続けられるようなPTAを目指しております。

これから子供達が歩んでいく時代は、AIやIOTやロボットがますます進化し、少子高齢化や人口減少、国際化もますます進み、より多様化した社会が待ち受けているはずです。そんな多様化した社会の中で、個性を発揮しながらも調和を重んじて、逞しく幸せに生き抜いていく力を子供達が育んでいくためには、地域総がかりで協力し合うことが大切です。未来を担う子供達の健やかな成長と幸せは、保護者と教職員の共通の願いであります。より多くの保護者の皆様が、子供達がお世話になっている学校に興味関心をもち、積極的に関わっていただけるようになれば、子供達により多くの成長の機会を提供することもできます。そして、今後も子供達が安全安心に学校生活を送り、健やかに成長していくためには、学校、家庭、地域の連携は必要不可欠でありますので、是非多くの保護者の皆様に、可能なタイミングで可能な範囲で構いませんので、PTAにご協力いただきますよう宜しくお願ひいたします。

I. PTAとはどういう会ですか？

子供の幸福な成長を図ることを目的として、保護者と教職員とが協力してさまざまな活動を行う社会教育団体の中の任意団体です。

主な活動として次のことがあげられます。

- (1) 保護者と教職員がお互いに理解し協力するために、学習の場を持つことです。
- (2) 子供を取り巻く教育環境、および、生活環境をより良くするための活動を行います。
- (3) この会の目的を遂げるために、行政機関等への陳情請願運動をすることもあります。

◆ PTAの3つの禁止事項 ◆

《政治、宗教、営利団体に関する活動の禁止》

PTAは教育の団体ですから、非政党、非宗派、非営利団体でなければなりません。これはPTAの3つの禁止事項といわれ、絶対に守らなければならないものです。

会員相互が親睦を深め、理解し合うことによって、みんなで創り上げるPTAであります。

2. 子供が入学すれば、親はもう会員ですか？

自動的に会員になるのではなく、この会の趣旨に賛同する方に、任意に加入していただることになっています。しかし、子供達の幸福な成長を実現するために、全員に加入していただくことが望ましいのは言うまでもありません。

会員になることができるのは、

- ◇学校に在籍する児童の保護者(P)
- ◇学校に勤務する教職員(T)

です。

※保護者の皆様には、入学時(転入時)に趣旨にご賛同の上でPTA入会届をご提出いただいておりますので、原則卒業(転出)まで継続入会といたします。

※途中転居(転出)の場合、または諸事情によりPTA退会を希望される方は、PTA本部までご連絡下さい。

3. どの位PTA活動に協力すればいいですか？

上野台小学校PTAでは、義務的・強制的にやらされるイメージがあったPTAから脱却し、「できる人が、できる時に、できる事を」をモットーに、自発的に無理なく楽しく活動できるようなPTAを目指して、PTA組織のスリム化、PTA活動の簡略化、効率化に取り組んでまいりました。そしてこれからも、会員の皆様のご協力をいただきながら、より良くなるために、そして時代に即した必要な活動を柔軟にできるように改善を重ねてまいります。

しかしながら、もしもPTAにご協力いただける保護者が少なくなってしまった場合、子供達にとって必要なPTA活動を継続していく事が困難になり、結果として子供達にとっても不利益となってしまいます。

そこで、現状のPTA会員数とPTAの役職数を勘案して、決して強制ではありませんが、今後も持続的にPTAを運営していくために、保護者の皆様にご協力いただきたい目標・目標を定めました。できるタイミングで、できる範囲で構いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

・子供1人につき1回以上はクラス委員、校外委員、施設委員のいずれかの役職を担っていただきたいです。(過去に他の委員を経験された方も大丈夫です)

尚、下記のPTA本部役員等を担っていただいた方は、この限りではありません。

・PTAへの貢献度を考慮し、PTA本部役員、会計監査委員(任期2年)、専門委員会の三役(委員長・副委員長・書記等)を担っていただいた方は、子供が複数人いる場合も、生涯で1回でも大丈夫です。

※可能な方はもちろん、何回でもご協力いただけます。

※その他、旗当番や登下校の見守り、資源回収、給食着の洗濯・点検・補修等の日常の活動にも是非ご協力下さい。

また、学校行事の支援、上福岡七夕まつりの笹飾り作成の支援、臨時委員会の活動への協力等も、必要に応じて依頼し募集させていただきますので、是非ご協力下さい。

※他団体の事業への参加・協力要請があった場合は、PTA会員に周知して、必要に応じ協力者を募りますので、是非ご協力下さい。(ふじみ野市、市P連、入P連等の事業や研修等)

4. PTA活動に参加するメリットは何ですか？

- ・あたりまえの事ですが、純粹に子供達のためになります。子供達のために役に立ちたいという想いは、親も教職員も共通のはずです。
- ・学校や地区で、自分達のために頑張ってくれている親の姿をみると、子供は嬉しいし誇りに思うものです。
- ・PTA活動で学校に行く機会が増えると、学校行事や授業参観のような特別な機会とは違う、普段の学校や子供達の様子を知ることができます。
- ・PTA活動で親同士の交流が増えると、自然と顔見知りになり、ママ友・パパ友ができます。親同士のつながりができると、子育てや学校生活などの悩みを相談できたり、困った時や万が一の災害時にお互いに助け合う事もできたりと、いろいろと心強いものです。
- ・PTA活動をしていると、教職員との交流も増え、話をする機会も増えます。そういった際に、先生の考え方や学校での子供達の様子などの日々の情報を聞くことができまし、いろいろと相談もしやすくなります。
- ・PTA活動をしていると、地域の幅広い世代の人との交流もあります。日頃より子供達を見守ってくれる地域の方々と面識があるということは、登下校時や放課後に子供達が何らかのトラブルにあった場合に、助けてくれる人が増えるということです。このような地域とつながっているという安心感は、とても貴重なものです。
- ・子供達が学校生活で日々成長していくように、保護者もPTA活動を通して、親として日々成長していきたいものです。PTAの活動をしていくなかで、さまざまな経験値がある個性豊かな保護者や教職員と接していると、いろいろな学びや気づきがあります。また、学校生活で日々頑張って成長している子供達からも、多くの学びや気づきを得ることができます。共に学び合い、成長できるというのも、PTAの魅力の一つです。

5. 会費及び会計について

会費は、会員一人につき(児童が複数人いても一家庭)年額2,400円です。この会費によってPTAの経費がまかなわれ、すべて総会で議決された予算に基づいて支出されます。会計事務一切は本部役員の「会計」が取り扱いますが、実際の現金支出はすべて会長の責任によって行われます。また、年1回の会計監査を受けます。

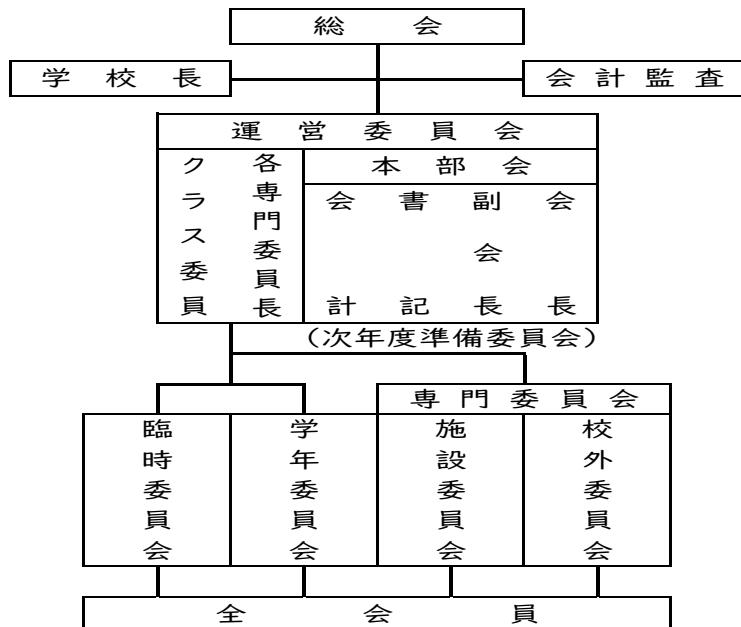
【PTA会費の主な使い道】

- ・上野台小学校PTAが所属している、ふじみ野市PTA連合会（市PT連）、入間地区PTA連絡協議会（入PT連）の分担金
- ・埼玉県PTA安全互助会の会費
- ・事務用品等の購入代、印刷代、リース代、修理代
- ・PTA本部や各委員会の活動費、事業費
- ・運動会の参加賞品代
- ・6年生卒業記念品代の補助
- ・上福岡七夕まつりの笹飾り作成費、PTA掲示板作成費
- ・学校だより等のカラー印刷外注費用
- ・班長副班長キーホルダー代
- ・子供達の学校生活環境改善のための必要経費
- ・感染症対策費等の状況に応じた必要経費
- ・会員や児童に対する慶弔費

※詳細については、各年度のPTA定期総会資料をご参照下さい。

6. PTA組織について

【PTA組織】



① 総会について

総会は、全会員をもって構成される最高議決機関です。つまりPTAの重要事項は、すべて総会において会員全体の意思として決められるのです。定期総会は4月に開かれますが、この他に運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときには臨時総会が開かれます。

※総会の開催方法は、原則、書面開催及びウェブ開催です。

定期総会では、次のようなことが報告され、審議、承認、決定されます。

- (1) 前年度の活動報告
- (2) 前年度の会計決算報告
- (3) 新年度活動方針
- (4) 新年度予算
- (5) PTA規約の改正
- (6) 新年度の本部役員、会計監査委員の選挙又は承認
- (7) その他の重要事項

総会は重要な会なので全会員の3分の1以上の議決権行使がないと成立しません。PTAの民主的な運営のためにも、すべての会員が議決権行使することが望ましいことです。

※議決権行使方法は、電子投票と書面投票があります。

② 運営委員会について

運営委員会の構成メンバーは、本部役員、各専門委員長、および各学級のクラス委員等で、校長はその会議に出席し意見を述べることができます。

運営委員会は、その名のとおりPTA活動を運営し、その活動の中核部に当たるところです。運営委員会の任務は次の通りです。

- (1) 総会で取り決められたことを実際に運営する
- (2) 各学級、各委員会の問題を討議し、PTA全体の活動に反映させる
- (3) 必要に応じて臨時委員会を設ける
- (4) 各委員会活動の連絡調整をはかり、年間活動が円滑に行われるようになる
- (5) 翌年度の事業計画、予算等を立案し、定期総会に提出する

運営委員会は、通常、年間3回（各学期1回）開かれます。

※集まる必要性がなければ、書面上またはウェブ上で開催することもあります。

※必要に応じ臨時に開催されることもあります。

③ 本部会と本部役員の役割について

以下のPTA本部役員でPTA本部会を構成し、お互いに協力し合って組織の中心となり、常に全体の活動を掌握し、外部団体との折衝も担い、円滑な組織運営に努めます。本部会には、教職員も含まれます。

◎会長（保護者1名）

…会を代表し、会員の意見や要望を聞き、活動に反映させる努力をする役割があります。同時に外部団体との折衝にあたります。

本校PTAは、ふじみ野市PTA連合会（市PT連）、入間地区PTA連絡協議会（入PT連）に所属し活動しています。

◎副会長（保護者1～3名、教職員1名）

…会長の仕事を補佐し、必要に応じて代行します。

◎書記（保護者1～2名、教職員1名）

…文書関係の仕事いっさいと、PTA活動全般の記録や、連絡などにあたり、活動がスムーズに行われるような部門を受け持っています。

◎会計（保護者1～2名、教職員1名）

…経理全般を担当し、集金、出納、備品管理や調整、財産管理などを行います。

◎顧問（0～1名）

…本部会及び運営委員会に出席し、会務執行に関して会長その他役員の求めに応じ、必要な助言を行います。

※顧問は、上野台小学校PTA会長経験者で、本部役員及び学校側の要請により、本人が承諾し、総会の議決を経た場合に限り委嘱することができます。

※本部役員の人数は幅をもたせて、役割も流動的に対応し、役員の人数が少ない場合は兼職することもできます。

※本部役員は、必要に応じて臨機応変に本部会を開催します。集まる必要がなければ、ウェブ上で情報共有、意見交換や意思決定をしています。

※次年度の本部役員及び会計監査委員の選定に関する事務を処理するため、本部役員各職及び教頭により組織される次年度準備委員会を、毎年11月6日に設けます。

④ 会計監査委員について

会の規約や方針にそった公正な会計が行われているかどうかを監査し、それに関する助言をします。また、年度末に会計監査を実施し、その結果を総会に報告します。

※持続的に実効性のある監査を実施するため、会計監査の任期は原則2年とし、毎年1名ずつ交代します。

※会計監査委員は、PTA本部会計経験者、次いで会計業務経験者を優先して選定されます。

⑤ 専門委員会について

地区別に、部門別の専門委員を選出して専門委員会を構成し、運営委員会と各地区との間の意思の疎通をはかり、会員の提案や意見を運営委員会に反映させ、専門委員会の活動を全会員に周知させる努力をするもので、現在は2つの部門に分かれています。

※それぞれの地区的状況に応じて、活動内容や委員を決定し、同じ地区的会員同士が協力し合って活動しています。

◎校外委員会

子供の安全な校外生活を守るために、各地区の問題を把握し、担当教師と相談して、PTA活動に反映させて活動を行っています。具体的には旗当番、防犯パトロール等を管轄します。通学班編成にも協力します。また、自治会、交通安全協議会、社会福祉協議会などの他団体とも連携します。

◎施設委員会

学校施設、教育環境をよくするために学校側と相談して委員会で審議し、資源回収等の活動を行います。

資源回収活動は、ゴミの減量化・資源化による環境保護、子供達の学校生活環境改善に役立てる報奨金・収益金の確保のために、毎月第3水曜日（3月のみ第2水曜日）に実施しています。

※報奨金・収益金は、児童会・クラブ活動・花壇整備・学校環境改善などの補助として、子供達のより良い学校生活の為に、活用しています。

⑥ クラス委員、学級部会、学年委員会について

- ・各学級（クラス）ごとに、保護者と担任とで学級部会を構成し、クラス委員を2名選出します。
- ・学級部会は、必要に応じてクラス委員が担任と打ち合わせをして招集します。
- ・学級部会は、それ自体学習の場であり、PTA活動に希望や意見を述べ、さらには話し合いを通じて会員相互の理解を深め、親睦を密にする場であり、PTAの土台になります。
- ・同一学年のクラス委員は学年委員会を構成し、教職員を交えて協議の場とします。
- ・クラス委員の主な役割について
 - (1)クラス委員は、クラスの保護者を代表してPTA運営委員会（と地域防犯会議と学校保健委員会）に出席し、集約した各クラスの意見や要望があれば伝えるとともに、各会議の内容を後日開催される懇談会で報告します。
※いずれの会議も、どちらか1名のクラス委員の参加を依頼しますが、出席は強制ではありません。
※地域防犯会議と学校保健委員会の開催については、学校の判断となります。
 - (2)年度最初の運営委員会後に、各学級のPTA会費の集計作業を行います。

(3)次年度の年度最初の懇談会で、クラス委員決めの進行役を担当し、選出された2名のクラス委員をPTA本部に報告します。

・ クラス委員の選出方法について

(1)年度始めに配布する調査票で立候補を募り、年度最初の懇談会で、2名のクラス委員を選出します。

※立候補者が3名以上いる場合は、話し合って選出して下さい。

(2)立候補者が2名に満たない場合は、再度立候補を募り、なお2名に満たない場合は、懇談会の出欠にかかわらず、PTA調査票でクラス委員の免除申請をしていない保護者（PTAの役職未経験者）を対象に、あみだくじで選出します。

※PTA本部役員、会計監査委員(任期2年)、各委員会の三役(委員長・副委員長・書記等)を経験された方は子供が複数人いる場合も永久に、子供一人につき一度以上、前述した下線部以外のPTAの役職を経験された方はその子供につき、クラス委員を免除することもできますので、事前に配布するPTA調査票にて免除申請をして下さい。

※過去にPTAの役職を経験された方でも、事前に配布するPTA調査票でクラス委員の免除申請をしていない方は、あみだくじの対象者となります。

※クラス委員の選出を円滑にするために、PTAの役職未経験者は自発的に立候補していただけると助かります。また、あみだくじで当選された方は、できる範囲での活動でも構いませんので、快くお引き受けいただけますと助かります。

⑦ 臨時委員会について

PTA主催事業（ひかり祭など）や周年事業などを開催する場合、必要に応じ、実行委員会の組織を作り運営します。

⑧ 次年度準備委員会について

次年度の本部役員及び会計監査委員の選定に関する事務を処理するために、毎年11月6日に、本部役員各職及び教頭により組織される次年度準備委員会を設け、活動していきます。

※詳細については、PTA規約第39条をご参照下さい。

7. 卒業準備係について

年度始めに配布するPTA調査票で立候補を募り、6年生の年度最初の懇談会で、卒業準備係を選出します。

※卒業生のための任意の係ですので、定数等はありませんが、子供達のために是非ご協力下さい。

※活動内容は自由です。毎年、係になった方同士で話し合って活動内容を決めています。卒業生に向けた3月のPTA掲示板の飾り付けに関しては、係の方で作成希望がありましたら、是非作成して下さい。

8. 埼玉県PTA安全互助会について

(一社)埼玉県PTA安全互助会は、子供達の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的として行われているPTAの主催・共催事業の活動中(往復途中も含む)、不幸にして災害にあわれた方々に、共済金・見舞金を給付することを主な目的とした団体です。互助会への加入が、会員一人一人の安心感につながり、充実したPTA活動の礎となります。

上野台小学校PTAでは、この(一社)埼玉県PTA安全互助会に団体加入しておりますので、PTA会員等がPTA行事参加中に不慮の事故にあわれた場合に、幅広い補償を受けることができます。

※詳細については、配付資料またはHPをご参照下さい。

[埼玉県PTA安全互助会 \(spta-anzen-gojokai.org\)](http://spta-anzen-gojokai.org)



また、埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、2018年4月1日から、自転車利用者に対し、自転車損害保険等の加入が「義務化」されました。本条例により、当PTAでは(一社)埼玉県PTA安全互助会「団体傷害保険」のご加入を推奨し、多くの会員の方々にご加入いただいております。

この保険は、お子さまご家族さまの日常生活における賠償事故と、お子さまのおケガを補償する団体保険制度です。(熱中症、新型コロナウイルス感染症、弁護士費用などを補償するプランもあります。)また、2022年4月より学校配布タブレットを誤って破損させてしまった場合の補償も全プランに追加され、更に充実した内容となっておりますので、ご加入をご検討下さい。

※この保険の加入は任意です。ご加入をご希望の方は、「団体傷害保険」パンフレットをご参考のうえ、各ご家庭にてお手続きをお願いいたします。

※学校では取り扱いませんので、ご質問等はパンフレット内の「問い合わせ先」へご連絡下さい。

自転車保険(団体傷害保険)パンフレット【2022年度用】

<https://onl.la/vwAat4e>



上野台小学校PTA規約

上野台小学校PTA 慶弔費に関する細則



上野台小学校PTA本部



上野台小学校 P T A 規約

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、ふじみ野市立上野台小学校保護者と教師の会（上野台小学校 P T A）といい、事務所を上野台小学校におく。

(目的及び活動)

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における上野台小学校在籍児童の幸福な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 学校・家庭教育について、会員相互の理解と協力。
2. 教育環境の整備。
3. 児童及び会員の保健及び厚生。
4. 児童の社会生活の指導。
5. 会員の教養の向上と親睦。
6. その他、この会の目的をとげるために必要な事項。

(方針)

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的な任意団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に片寄ることなく、また営利を目的とする行為をしない。
3. この会、またはこの会の役職名で選挙の候補者を推薦しない。

(会議)

第 5 条 1. この会の各会議は、別に定めた場合を除き構成人員の過半数の出席を得て成立し、出席人員の過半数の同意を得て議決する。
2. 校長は、学校の運営の円滑化をはかるため、この会のすべての会議に参加でき、意見を述べることができる。

(本部役員及びその他の委員の任期)

第 6 条 この会の会長、その他役職にあるものの任期は、会計監査委員及び臨時委員会の委員を除いて 1 年とし、再選を妨げない。

(会員)

第 7 条 この会の会員は、上野台小学校に在籍する、児童の保護者（以下、P とする）及び教職員（以下、T とする）により構成する。

第 8 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第 9 条 この会の会員は、この規約の定めるところにより、すべて平等の権利と義務を有する。

(会計)

第 10 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 11 条 寄付を求めるとき、または寄付を受けるときは、運営委員会の承認を必要とする。

第 12 条 会員の会費は月額 200 円とする。但し、会員の事情によって、運営委員会が会費の減免を認めることができる。

第 13 条 この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(本部役員)

第 14 条

この会の本部役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名 (P)
2. 副会長 2~4名 (P 1~3、T 1)
3. 書記 2~3名 (P 1~2、T 1)
4. 会計 2~3名 (P 1~2、T 1)

但し、必要ある場合は総会又は運営委員会の承認を得て、本部役員を増減できる。

本部役員は、他の委員及び会計監査委員を兼ねることができない。

第 15 条

本部役員は、総会において、全会員による選挙又は賛成多数による承認によって選出される。

第 16 条

1. 次年度の本部役員に欠員が生じたときは、他の職が兼任する。
2. 兼職する場合、次年度の本部役員候補者で事前協議の上、兼任するものを決定し、総会で承認を得ることとする。
3. 任期途中において本部役員に欠員が生じたときは、必要に応じて他のものが兼任をするが、総会での承認は得ないものとする。

第 17 条

本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、総会及び運営委員会を開催する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録し、会長の指示に従ってこの会の庶務を司る。
4. 会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。

(会計監査委員)

第 18 条

1. この会の会計を監査するために、2名の監査委員を置き、任期は2年とする。

2. 監査の実効性と継続性を担保するため、監査委員は年度毎に1名ずつ交代する。

第 19 条

会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じ、臨時会計監査をすることができる。

第 20 条

会計監査委員は、総会において、全会員による選挙又は賛成多数による承認によって選出される。

(顧問)

第 21 条

この会に第14条本部役員のほかに、顧問を1名置くことができる。

第 22 条

顧問は、本部会及び運営委員会に出席し、会務執行に関して会長その他役員の求めに応じ、必要な助言を行う。

第 23 条

顧問は、過去の会計年度で会長の職にあったもので、本部役員及び学校側の要請により、本人が承諾し、総会の議決を経た場合に限り委嘱することができる。

第 24 条

顧問は、第7条及び8条の限りでない。

(総会)

第 25 条

総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第 26 条

総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。
 - ① 前年度の活動報告
 - ② 前年度の会計決算報告及び承認
 - ③ 新年度の活動方針の決定
 - ④ 新年度の予算の決定
 - ⑤ P T A規約の改正
 - ⑥ 新年度の本部役員、会計監査委員の選挙又は承認

⑦ その他重要事項

2. 総会の開催方法は、書面開催及びウェブ開催を原則とする。
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき、会長がこれを開催する。

第 27 条 総会は、会員の3分の1以上の議決権の行使をもって成立とする。

(運営委員会)

第 28 条 運営委員会は、総会の決定に基づき、この会を運営し、その責を負う。

第 29 条 運営委員会は、この会の本部役員、専門委員長、クラス委員をもって構成する。

第 30 条 運営委員会の中に、次の専門委員会をおき、調査、立案及び執行にあたる。

- ①校外委員会 児童の校外生活の安全に関すること。
- ②施設委員会 学校の施設、環境の整備に関すること。

(専門委員会)

第 31 条 校外、施設の各専門委員は、各地区から選出される。

第 32 条 各専門委員会は、前条によって選出された委員と、Tの委員1名をもって構成し、委員の互選により委員長・副委員長・書記を選出する。

第 33 条 各委員長は、それぞれの専門委員会を開催し、運営の責を負い、運営委員会に出席する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(学級部会及び学年委員会)

第 34 条 各学級に学級部会をおき、クラス委員がこれを運営する。

第 35 条 学級部会は、各学級の全会員をもって構成し、クラス委員2名を選出する。

第 36 条 学級部会は、次のとおりとする。

1. 運営委員会と会員との意思の疎通をはかり、会の運営を円滑にする。
2. P T A会費の集金に関すること。

第 37 条 1. 学年委員会は、同一学年の会員の連絡をはかるため、同一学年のクラス委員をもって構成し、互選により各1名の学年委員会代表及び副代表を選出する。
2. 学年委員会は、その代表が必要に応じて隨時これを開催する。副代表は、学年代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

(次年度本部役員候補者の活動)

第 38 条 次年度本部役員候補者として選定されているものは、次の活動を行うことができる。

1. 次年度活動計画案及び予算案を現本部役員と協議して作成すること。
2. 運営委員会・本部会を傍聴すること。

(次年度の準備に関する事務)

第 39 条 1. 次年度の本部役員及び会計監査委員の選定に関する事務を処理するため、毎年11月6日に次年度準備委員会を設ける。
2. 次年度準備委員会は、本部役員各職及び教頭により組織し、12月末日までに次年度の本部役員及び会計監査委員の立候補の届出を受け付ける旨の公示をする。
3. 立候補者が定数に満たない場合、その旨を会員に報告し、再度立候補者と推薦候補者を募り、総会の3週間前までに候補者を選定する。但し、事前に本人の同意を得ておくことを条件とする。
4. 立候補者と推薦候補者の希望する役職に偏りがあった場合、候補者同士の調整をする。
5. 会計監査委員の立候補者が複数人いた場合、過去に本部会計を経験したものを最優先とし、次いで会計業務経験者を優先して選定する。
6. 次年度の本部役員に欠員が生じた場合、次年度の兼職について調整をする。

7. 本部役員各職において、定数以上の立候補及び推薦があり、候補者同士の調整ができないなかった場合、総会において選挙を実施するものとする。
- ① 候補者の氏名、児童の所属学級、抱負を総会資料に記載して周知する。
 - ② 上野台小学校P T A会員（Pについては各家庭より1名）が選挙権を行使する直接選挙とする。
 - ③ 複数の候補がある場合、それぞれの役職毎に、定数に達するまで、得票数の上位より順に当選とする。
 - ④ 対立候補がない場合、総会において賛成多数により承認する。
 - ⑤ 選挙結果を含む総会決議結果は、文書で全会員に報告する。

(臨時委員会)

第 40 条 運営委員会で必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の委員は運営委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(規約の改正)

第 41 条 1. この規約は、総会で議決権行使者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。
2. 改正案は、総会の少なくとも1週間前までに、会員に提示しなければならない。

(細則の設置または改正及び廃止)

第 42 条 この会の運営に関し、必要ある場合はこの会の目的及び方針に反しない限り、運営委員会の承認を得て、細則の設置または改正及び廃止することができる。

付 則

この規約は平成14年 4月11日より施行する。
付 則（平成15年11月21日・一部改正）
この規約は平成15年11月21日から施行する。
付 則（平成18年 4月24日・一部改正）
この規約は平成18年 4月24日から施行する。
付 則（平成30年 4月25日・一部改正）
この規約は平成30年 4月25日から施行する。
付 則（平成31年 4月24日・一部改正）
この規約は平成31年 4月24日から施行する。
付 則（令和2年 7月15日・一部改正）
この規約は令和2年 7月15日から施行する。
付 則（令和3年 2月15日・改正）
この規約は令和3年 2月15日から施行する。

《上野台小学校P T A慶弔費に関する細則》

第 1 条

会員に慶祝または不幸があった場合、下の表に定められた金額を贈り、慶弔の意を表すものとする。

項目	対 象	摘 要	金 額
結婚	T会員		3, 000円
出産	T会員		3, 000円
退職	T会員		3, 000円
死亡	全会員 および児童		5, 000円
傷病	T会員 および児童	14日以上の傷病 による欠席	3, 000円

付 則 (平成14年10月15日・一部改正)

この細則は平成14年10月15日より施行する。

付 則 (平成31年 3月13日・一部改正)

この細則は平成31年 3月13日より施行する。



発行 上野台小学校 P T A

〒356-0011

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番1号

発行日 令和4年 3月 10日